吸収合併に関する事後備置書類

会社法第 801 条第 1 項および
会社法施行規則第 200 条に規定する
事後開示事項

株式会社ＮＳＤ

当社を吸収合併存続会社（以下、「存続会社」といいます。）、株式会社ＮＳＤリアルエステートサービスを吸収合併消滅会社（以下、「消滅会社」といいます。）とする吸収合併（以下、「本件合併」といいます。）に関しまして、会社法第 801 条第１項および会社法施行規則第 200 条の規定に基づき事後開示すべき事項は下記のとおりです。

１．吸収合併が効力を生じた日

2020 年 4 月 1 日

２．消滅会社における法定手続の経過

（１）吸収合併の差止請求手続

消滅会社の株主は存続会社１社のみのため、消滅会社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

（２）反対株主の株式買取請求手続

消滅会社の株主は存続会社１社のみのため、当該手続を行う必要はありませんでした。

（３）株主への通知手続

消滅会社の株主は存続会社１社のみのため、当該手続を行う必要はありませんでした。

（４）新株予約権買取請求手続

消滅会社は新株予約権を発行していなかったため、当該手続を行う必要はありませんでした。

（５）債権者保護手続

2020 年 2 月 21 日に、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき官報により債権者に対する公告を行い、かつ、知れている債権者に個別の催告を行いましたが、異議申述期間内に、本件合併に対して異議を述べた債権者はありませんでした。

３．存続会社における法定手続の経過

（１）吸収合併の差止請求手続

会社法第 796 条第 2 項本文に規定する要件に該当するため、当該手続を行う必要はありませんでした。

（２）反対株主の株式買取請求手続

会社法第 796 条第 2 項本文に規定する要件に該当するため、当該手続を行う必要はありませんでした。

（３）株主への通知手続

2020 年 2 月 21 日に、会社法第 797 条第 3 項および第 4 項の規定に基づき定款の定めによる電子公告の方法を用いて公告を行いましたが、会社法第 796 条第 3 項に規定する本件合併に反対する旨を通知してきた株主はありませんでした。

（４）債権者保護手続

2020 年 2 月 21 日に、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき官報および定款の定めによる電子公告の方法を用いて公告を行いましたが、異議申述期間内に、本件合併に対して異議を述べた債権者はありませんでした。

４．吸収合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

存続会社は、効力発生日に、消滅会社の一切の資産および負債その他全ての権利義務を承継しました。

５．消滅会社の事前備置書類に関する事項

別紙の消滅会社の「吸収合併に関する事前備置書類」に記載のとおりです。

６．吸収合併の登記をした日

2020 年 4 月 1 日

７．前各項のほかに吸収合併に関して重要となる事項

該当事項はありません。

以上

2020 年 4 月 1 日

東京都千代田区神田淡路町二丁目 101 番地
株式会社ＮＳＤ
代表取締役　今城　義和

（別紙）

吸収合併に関する事前備置書類

会社法第 782 条第 1 項および
会社法施行規則第 182 条に規定する
事前開示事項

株式会社ＮＳＤリアルエステートサービス

株式会社ＮＳＤを吸収合併存続会社（以下、「存続会社」といいます。）、当社を吸収合併消滅会社（以下、「消滅会社」といいます。）とする吸収合併（以下、「本件合併」といいます。）に関しまして、会社法第 782 条第１項および会社法施行規則第 182 条の規定に基づき事前開示すべき事項は下記のとおりです。

記

１．合併契約の内容

別紙１のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併であるため、合併対価の交付は一切ありません。

３．合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

４．吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

５．存続会社についての計算書類等に関する事項

（１）　最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙２のとおりです。

（２）　最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３）　最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

６．消滅会社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

７．吸収合併が効力を生ずる日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

2019 年 3 月 31 日現在の存続会社および消滅会社の資産、負債及び純資産の額は以下のとおりであります。

いずれの会社についても、本件合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本件合併後における存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。従いまして、本件合併が効力を生ずる日以後における存続会社の債務について、履行の見込みに問題はないものと判断しております。

（単位：百万円）

	資産の額	負債の額	純資産の額
存続会社	54,426	6,839	47,587
消滅会社	149	44	104

８．事前開示開始日後の前各項に関する変更事項

変更が生じたときは、ただちに開示いたします。

以上

２０２０年2月２１日

東京都千代田区神田淡路町二丁目１０５番地
株式会社ＮＳＤリアルエステートサービス
代表取締役　八木　清公

別紙１

合併契約書

株式会社ＮＳＤ（以下「甲」という）及び株式会社ＮＳＤリアルエステートサービス（以下「乙」という）は、次の通り合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本件合併」という）する。

第２条（当事者の商号及び住所）

合併当事会社の商号及び本店所在地は、以下のとおりである。

吸収合併存続会社：　（商号）株式会社ＮＳＤ
（住所）東京都千代田区神田淡路町二丁目１０１番地

吸収合併消滅会社：　（商号）株式会社ＮＳＤリアルエステートサービス
（住所）東京都千代田区神田淡路町二丁目１０５番地

第３条（合併契約の承認）

甲は、会社法第796条第２項に基づき、株主総会の決議を経ることなく本件合併を行う。乙は、会社法第784条第１項に基づき、株主総会の決議を経ることなく本件合併を行う。

第４条（効力発生日）

本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2020年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第５条（合併に際して交付する株式）

甲は、乙の発行済株式の全部を有するので、本件合併に際し甲の株式又はこれに代わる金銭等の交付は行わない。

第６条（資本金及び準備金の額）

本件合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しないものとする。

第７条（会社財産の引継）

乙は、2019年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

第８条（善管注意義務）
　甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行するとともに財産の管理運営を行い、本件合併に重大な影響を及ぼす事項については、別途、甲乙協議の上、決定する。

第９条（従業員の処遇）
　甲は、効力発生日において、乙の従業員をすべて引き継ぐものとし、その処遇については、別途、甲乙協議の上、決定する。

第10条（合併条件の変更及び合併契約の解除）
　本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更又は本契約を解除することができる。

第11条（本合併契約に定めのない事項）
　本契約に定める事項のほか、本件合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、定める。

　本契約締結の証として本書１通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有する。

2020年2月3日

甲　　東京都千代田区神田淡路町二丁目１０１番地
　　株式会社ＮＳＤ
　　代表取締役社長　　今城　義和

乙　　東京都千代田区神田淡路町二丁目１０５番地
　　株式会社ＮＳＤリアルエステートサービス
　　代表取締役社長　　八木　清公

別紙２

事　業　報　告

（2018 年 4 月 1 日から
2019 年 3 月 31 日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当年度における我が国経済につきましては、米中貿易摩擦等の影響もあり一部に景気拡大に陰りがみられたものの、堅調な企業業績や雇用・所得環境の改善を背景に個人消費・設備投資は底堅く推移し、景気は緩やかな回復基調が続きました。

情報サービス産業におきましては、先端技術の普及やデジタルトランスフォーメーションの進展等を背景に、企業の競争力強化に向けた戦略的IT投資や生産性向上・効率化を目的としたIT投資が拡大し、受注環境は引き続き良好に推移しました。

このような状況の中、当社グループは、当年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画『NSD～TO THE NEXT STAGE』を策定し、新技術への対応推進の観点から、新技術対応力の向上や新技術領域等における新たな成長機会の追求に取り組むとともに、収益基盤強化の観点から、引き続きシステムサービス（サービス型IT）の強化を進めております。

当年度におきましては、2018年4月に先端技術推進本部を新設し、新技術領域における事業拡大に努めるとともに、AIベンチャー企業との資本業務提携を通じ、先端技術開発のスピードアップを図りました。加えて、顧客との共創を通じて、新技術を活用した実践的なサービス等を創出していくため、2019年4月に株式会社ＮＳＤ先端技術研究所を新設し、　ＮＳＤグループの新技術への対応体制の一層の強化を図っております。

また、2018年7月には鴻池運輸株式会社と合弁でコウノイケITソリューションズ株式会社を設立し、同社グループ向けのシステム企画・管理を担うなど、さらなる事業の拡大に取り組んでまいりました。

以上の取り組みに加え、良好な受注環境を踏まえ、一層の受注拡大を目指した結果、システムソリューションサービス事業が順調に推移し、当社グループの業績は、以下のとおり前年度比増収増益となりました。

売上高	61,944百万円	（前年度比　6.7%増）
営業利益	8,654百万円	（前年度比　9.3%増）
経常利益	8,756百万円	（前年度比　7.8%増）
親会社株主に帰属する当期純利益	5,817百万円	（前年度比　8.3%増）

セグメント別の概況

＜システムソリューションサービス事業＞

主力のシステム開発事業では、金融業からの受注が順調に推移したことに加え、サービス業、運輸業、電気・ガス業等からの受注も大幅に増加したことから、売上高は前年度比6.4%増収の48,353百万円となりました。

システムサービス事業では、人材管理システム会社の子会社化や、子会社のサービス事業の受注増加等により、サービス型ITに係る受注が伸び、売上高は前年度比11.4%増収の10,539百万円となりました。

システムプロダクト事業では、人材管理及びセキュリティ関連の自社製品の販売は好調でしたが、システム開発に付随して納入する製品の販売が減少したことから、売上高は前年度比4.0%減収の2,680百万円となりました。

＜不動産賃貸事業＞

不動産賃貸事業につきましては、賃貸不動産の空室率を前年同様に低位に抑えたことから、売上高は前年度比ほぼ横ばいの371百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

① より一層の品質向上と生産性向上

お客様のシステムに対する信頼性・専門性の要求が高まる中、お客様にご満足いただける品質のシステムを提供していくための取り組みを行っております。

具体的には、品質サポート部による「プロジェクト管理」をより一層徹底するとともに、当社標準プロセスの継続的な整備、改良を含めた「プロセス改善活動の徹底」などにより、組織的な品質向上・生産性向上に取り組んでおります。

② 事業構造の転換

当社がこれまで培ってきたシステム開発をさらに拡充・発展させる一方、AIやIoT等の新技術関連やヘルスケアIT、ヒューマンリソースIT等を含めた独自性の高いサービスやソリューションの提供を柱とする新コア事業を強化し、複数の強力な収益の柱を構築すべく、事業構造改革に取り組んでおります。

③ 新技術への対応

近時、IT技術は急速に進化しており、なかでもAIやIoT等の新技術が幅広い分野から高い関心を集め、将来を担うビジネスとしての成長が期待されております。

当社では、従来から新技術や関連する業務知識を習得すべく対応しておりますが、先端技術情報・ノウハウの蓄積及び研究、リソースの有効活用等を進めるため、「先端技術事業部」と分社化した「株式会社ＮＳＤ先端技術研究所」を中心に新技術への対応を強化してまいります。

④ 人材育成

人材が当社の最大の財産であり、プロジェクトマネジメント力の向上をはじめとし、システムエンジニアのより高度な技術スキル・ビジネススキルの向上など、常に研修の充実を図り優秀な人材の育成を積極的に推進しております。また、新規事業・新技術領域等での協業・共創案件へ積極的に適材を投入することにより自律的人材を育成してまいります。

⑤　リスクマネジメントの強化

地震などの自然災害に伴うリスク、情報セキュリティや知的財産権に関するリスク、システム開発に伴うリスク、新規事業の立ち上げに伴うリスク、グローバル展開に伴うリスクなど、事業に関するさまざまなリスクの中から、リスク・マネジメント委員会は、当社全体で優先的に対処すべき重要なリスクを選定し重点的にリスク管理を行っております。また、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスクなどの重要なリスクにつきましては、リスク・マネジメント委員会の下に設けた各委員会による機動的な活動によりコンプライアンス、情報セキュリティの強化を図っております。

⑥　働き方改革の取り組み

当社の経営の基本方針に基づき、社員に健全で働きやすい環境を提供することが結果として、優秀な人材の確保、社員一人ひとりの生産性向上等による経営基盤の強化に繋がると考え、長時間残業の低減、有給休暇取得の促進、オフピーク通勤、テレワーク、勤務間インターバルの導入、子育て支援等を中心とした働き方改革への取り組みを進めております。

また、従業員の健康が重要な経営資源であると認識し、当社が提供するサービスのひとつである遠隔健康支援サービス『CAReNA』(※)を従業員の健康増進に活用しております。

なお、当社は昨年に引き続き2年連続で健康経営優良法人2019（ホワイト500）に認定されました。

（※）『CAReNA』とは、医療法人と連携した保健指導機能に加え、健康ポイント・インセンティブ付与等の機能を拡充した健康アプリにより、生活習慣の改善を提案する当社のサービスです。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 47 期 (2016年３月期)	第 48 期 (2017年３月期)	第 49 期 (2018年３月期)	第 50 期 (2019年３月期)
売　上　高（千円）	51,585,970	55,234,933	58,080,562	61,944,816
経　常　利　益（千円）	6,456,063	7,300,886	8,119,924	8,756,144
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	3,110,372	4,543,615	5,368,952	5,817,114
１株当たり当期純利益（円）	70.98	105.81	126.76	139.31
総　資　産（千円）	48,193,141	50,910,410	54,046,484	55,878,117
純　資　産（千円）	41,561,822	43,977,810	46,013,375	47,345,798
１株当たり純資産（円）	942.33	1,010.67	1,074.17	1,132.72
自己資本比率（%）	85.1	85.2	83.9	83.9
自己資本当期純利益率（ＲＯＥ）（%）	7.5	10.8	12.1	12.6
１株当たり配当額（円）	37	44	52	60
配　当　性　向（%）	52.1	41.6	41.0	43.1
総　還　元　性　向（%）	112.1	63.7	66.3	77.1

（注）「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産」は、自己株式を控除後の発行済株式の総数により算出しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社NSDビジネスイノベーション	200百万円	100.0%	システムコンサルティング、プロダクトソリューション、クラウドサービス
株式会社ステラス	25百万円	100.0%	ソフトウエア開発、システムインテグレーション、クラウドサービス、ソリューションサービス、システムコンサルティング
株式会社FSK	16百万円	82.2%	ソフトウエア開発、システムインテグレーション、アウトソーシングサービス、ソリューションサービス
NSD International, Inc.	2,956百万円 (27.7百万$)	100.0%	システムインテグレーション、クラウドサービス、プロダクトソリューション
日本RXテクノロジー株式会社	80百万円	100.0%	システムインテグレーション、システムコンサルティング、ソフトウエア開発
成都仁本新動科技有限公司	33百万円 (2百万人民元)	70.0%	ソフトウエア開発、システムインテグレーション、プロダクトソリューション
株式会社シェアホルダーズ・リレーションサービス	490百万円	100.0%	個人株主向けIRのコンサルティング、株主優待ポイントサービス、株主専用コールセンター
株式会社NSDリアルエステートサービス	50百万円	100.0%	不動産賃貸・管理

(注) 連結子会社の株式会社ＮＭシステムズと株式会社ジャパンジョブポスティングサービスは、2018年10月１日に合併し、商号を株式会社ステラスといたしました。

(5) 主要な事業内容

事業内容	主要製品
システムソリューションサービス事業	システム開発、システムサービス、システムプロダクト
不動産賃貸事業	不動産賃貸・管理

(6) 主要な事業所

当社	本社	東京都	千代田区
	大阪支社	大阪府大阪市	北区
	名古屋支社	愛知県名古屋市	西区
	福岡事業所	福岡県福岡市	博多区
株式会社NSDビジネスイノベーション	本社	東京都	千代田区
株式会社ステラス	本社	東京都	千代田区
株式会社FSK	本社	福島県	いわき市
NSD International, Inc.	本社	アメリカ合衆国	ニューヨーク州 ホワイトプレーンズ
日本RXテクノロジー株式会社	本社	東京都	千代田区
成都仁本新動科技有限公司	本社	中華人民共和国	成都市
株式会社シェアホルダーズ・リレーションサービス	本社	東京都	千代田区
株式会社NSDリアルエステートサービス	本社	東京都	千代田区

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減
3,428名	49名増

(注) 上記従業員数には、グループ外から当社グループへの出向者を含み、従業員兼務役員及び当社グループからグループ外への出向者を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,003名	28名増	38.6歳	14.3年

(注) 上記従業員数には、社外から当社への出向者を含み、従業員兼務役員及び当社から社外への出向者を含んでおりません。

(8) 資金調達の状況

該当事項はございません。

(9) 主要な借入先の状況

該当事項はございません。

(10) 設備投資等の状況

当年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、314百万円であります。
なお、所要資金は自己資金を充当いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　200,000,000株

(2) 発行済株式の総数　47,172,160株

(3) 株主数　19,243名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,057千株	9.80%
IPC株式会社	3,124	7.55
野村信託銀行株式会社	2,242	5.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,187	5.28
有限会社KDアソシエイツ	1,650	3.99
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,471	3.55
NSD従業員持株会	1,260	3.04
橋田麗子	1,232	2.98
JP MORGAN CHASE BANK	1,083	2.62
RBC IST	1,083	2.62

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式（5,768,424株）を控除して算出し、小数点以下３桁目を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づき、取締役会の決議により以下のとおり自己株式を取得いたしました。

（ア） 第１回

取得期間	：	2018年5月11日～2018年６月22日
取得した株式の総数	：	414,000株
株式の取得価額の総額	：	999,847,700円

（イ） 第２回

取得期間	：	2018年11月1日～2018年12月10日
取得した株式の総数	：	211,700株
株式の取得価額の総額	：	499,853,900円

（ウ） 第３回

取得期間	：	2019年2月1日～2019年2月22日
取得した株式の総数	：	205,000株
株式の取得価額の総額	：	499,939,200円

（注）１．第１回につきましては、2018年5月10日開催の取締役会決議（取得期間：2018年5月11日～2018年6月22日、取得しうる株式の総数：460千株（上限）、株式の取得価額の総額：10億円（上限））による自己株式取得です。

２．第２回につきましては、2018年10月31日開催の取締役会決議（取得期間：2018年11月1日～2018年12月14日、取得しうる株式の総数：230千株（上限）、株式の取得価額の総額：5億円（上限））による自己株式取得です。

３．第３回につきましては、2019年1月30日開催の取締役会決議（取得期間：2019年1月31日～2019年2月28日、取得しうる株式の総数：230千株（上限）、株式の取得価額の総額：5億円（上限））による自己株式取得です。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の過年度の職務執行状況、監査計画と実績の差異等を確認し、当事業年度の監査計画の内容、監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当と判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題と位置づけており、連結配当性向40%以上の配当を継続するとともに業績や株価動向などを総合的に判断し、積極的な利益還元を実施することを基本方針としております。

また、成長力を強化し企業価値の増大を図るために、利益の一部を留保し、既存事業の一層の強化や新規事業・新技術領域等での新たな成長機会追求のための投資、M&A・アライアンス構築の資金などへ充当してまいります。

当年度の配当につきましては、業績など総合的に検討いたしました結果、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、取締役会決議により１株当たり期末配当金として、2018年10月31日公表の57円から1株当たり3円増配（前期末配当金の52円から8円増配）し、年間60円とさせていただきました。

次年度の配当につきましては、創立50周年を記念し、第2四半期末に1株当たり28円の記念配当及び期末配当金として3円増配した1株当たり63円の普通配当をあわせ、計91円の年間配当を予定しております。

(ご参考)

コーポレート・ガバナンス体制

(1) 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「経営理念」・「経営の基本方針」に基づき、意思決定の迅速化、経営責任の明確化、コンプライアンス体制の充実・強化及び適時・適切な情報開示などを通して、株主・投資家の皆様等の信任を得ることであります。確固たるコーポレート・ガバナンス体制は、適正な利益を確保し継続的な企業価値の増大を図る基盤であると考えております。

(2) コーポレート・ガバナンス体制の概要

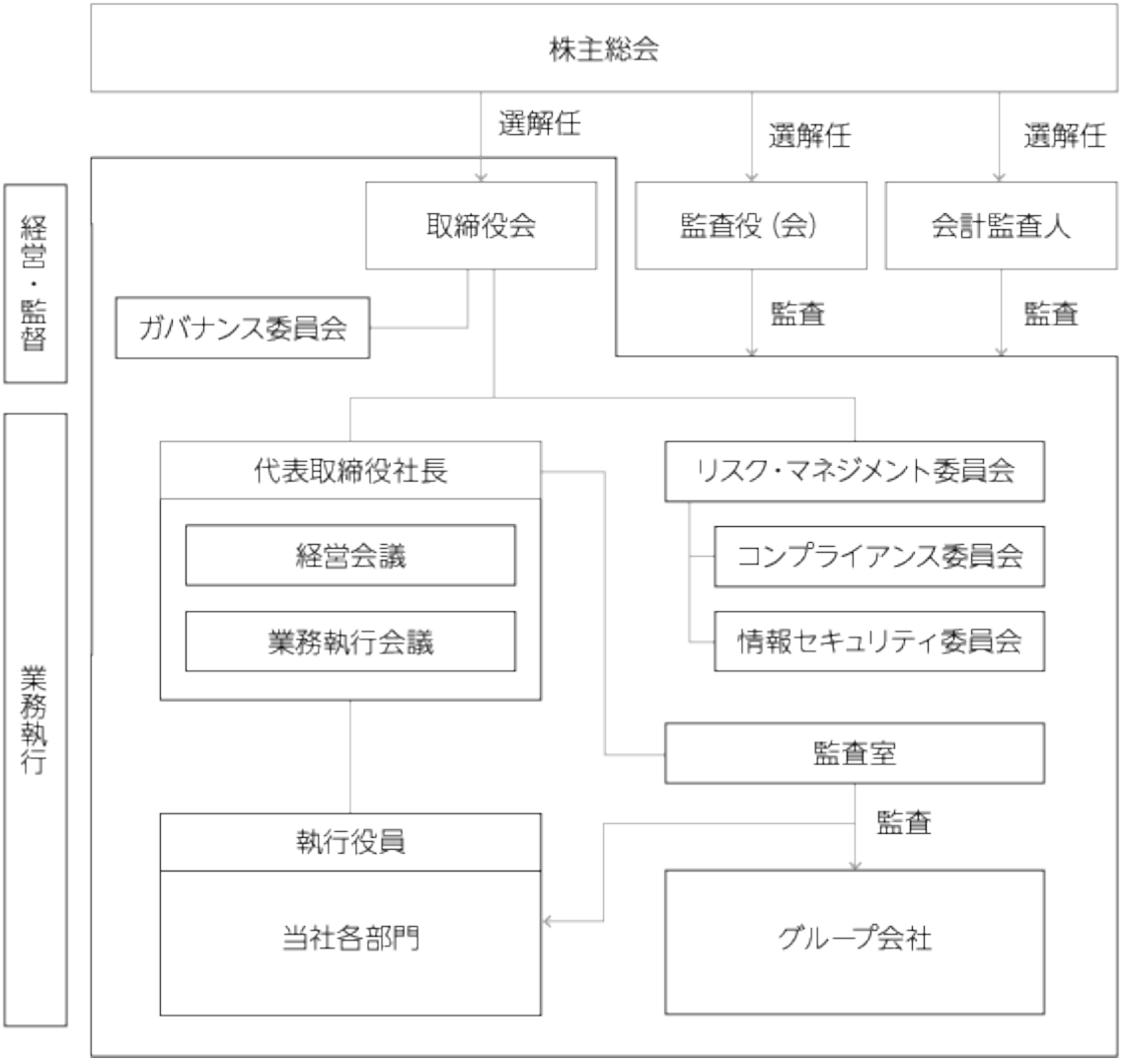
当社は、監査役制度を採用しており、会社の機関としては、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置き、その他、ガバナンス委員会、経営会議、業務執行会議及び各種委員会を設置しております。なお、当社は、社外取締役２名及び社外監査役２名の計４名の独立役員により、社外からの客観的・中立的な経営監視の機能を図る体制をとっております。

取締役会は、経営の重要な意思決定を行うため月１回以上開催しております。また、取締役会の諮問機関として、ガバナンス委員会を設置し、取締役・監査役の選解任や取締役報酬等に係る決定の公正性・透明性・客観性を確保しております。監査役会は、監査方針及び各監査役の職務分担を決定し、取締役の職務執行状況や内部統制システムの整備・運用状況に対する各監査役の監査結果を協議するため、定例的に開催しております。経営会議は、重要な経営課題を審議するために原則として月２回開催しております。業務執行会議は、業務執行に係る重要事項を審議するために原則として月１回開催しております。また、「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行」を分離するため、執行役員制度を導入し、取締役会の監督機能の強化と執行役員による、より機動的な業務執行を図っております。

各種委員会としては、リスク・マネジメント委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会を設置しております。リスク・マネジメント委員会は、委員長を代表取締役社長とし、委員は内部統制担当役員を含む関連役員・部室長で構成しております。同委員会は、全社的リスク管理の遂行を目的としております。コンプライアンス委員会は、委員長を代表取締役社長とし、委員は関連役員・部室長で構成しております。同委員会は、コンプライアンス違反への対応や未然防止策の審議を担当しております。情報セキュリティ委員会は、関連役員・部室長を中心に委員を構成しております。同委員会は、全社的なセキュリティ対策を担当、情報セキュリティポリシー等の規定策定を担っております。なお、コンプライアンス啓蒙・教育活動及び情報セキュリティ研修については、担当部署により実施しております。

会計監査人につきましては、有限責任あずさ監査法人を選任しております。会計監査人とは通常の会計監査に加えて重要な会計的課題についても適宜、意見交換をしております。

(3) コーポレート・ガバナンス体制図



（注）ガバナンス委員会は、取締役会における意思決定について公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的に設置された取締役会の諮問機関です。

貸借対照表

(2019年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	29,793,302	流動負債	6,236,963
現金及び預金	18,384,446	買掛金	2,038,923
受取手形	26,924	未払金	945,626
売掛金	10,443,842	未払費用	50,322
商品及び製品	19,379	未払法人税等	1,513,461
原材料及び貯蔵品	372	未払消費税等	351,367
前払費用	194,620	前受金	89,567
その他	891,338	預り金	777,052
貸倒引当金	△167,624	賞与引当金	342,328
固定資産	24,633,641	株主優待引当金	58,371
有形固定資産	552,743	その他	69,943
建物	359,623	固定負債	602,364
構築物	25,157	退職給付引当金	397,311
車両運搬具	14,532	繰延税金負債	128,601
工具器具及び備品	120,789	その他	76,450
土地	32,639	負債合計	6,839,327
無形固定資産	303,182	純資産の部	
ソフトウエア	282,332	株主資本	48,251,437
その他	20,850	資本金	7,205,864
投資その他の資産	23,777,715	資本剰余金	6,892,281
投資有価証券	1,692,832	資本準備金	6,892,184
関係会社株式	10,340,888	その他資本剰余金	97
関係会社出資金	50,601	利益剰余金	43,124,333
敷金及び保証金	637,242	利益準備金	419,999
入会金	169,159	その他利益剰余金	42,704,333
前払年金費用	3,516,050	別途積立金	15,280,000
投資不動産	7,294,343	繰越利益剰余金	27,424,333
その他	234,263	自己株式	△8,971,042
貸倒引当金	△157,664	評価・換算差額等	△663,820
		その他有価証券評価差額金	341,504
		土地再評価差額金	△1,005,325
		純資産合計	47,587,616
資産合計	54,426,943	負債純資産合計	54,426,943

損 益 計 算 書

（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		53,930,117
売上原価		43,114,612
売上総利益		10,815,504
販売費及び一般管理費		2,892,121
営業利益		7,923,382
営業外収益		
受取利息・配当金	468,936	
有価証券利息	2,520	
保険配当金	107,420	
為替差益	10,831	
受取家賃	265,998	
雑収入	30,130	885,837
営業外費用		
関係会社貸倒引当金繰入額	54,487	
賃貸原価	170,695	
雑損失	26,217	251,400
経常利益		8,557,820
特別利益		
投資有価証券売却益	1,873	
その他	866	2,739
特別損失		
減損損失	1,674	
投資有価証券売却損	653	2,328
税引前当期純利益		8,558,231
法人税、住民税及び事業税	2,395,000	
法人税等調整額	188,863	2,583,863
当期純利益		5,974,368

株主資本等変動計算書

（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	7,205,864	6,892,184	－	6,892,184
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	97	97
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	97	97
当期末残高	7,205,864	6,892,184	97	6,892,281

（単位：千円）

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	419,999	15,280,000	23,646,222	39,346,222	△6,968,181	46,476,090
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	△2,196,257	△2,196,257	－	△2,196,257
当期純利益	－	－	5,974,368	5,974,368	－	5,974,368
自己株式の取得	－	－	－	－	△2,003,057	△2,003,057
自己株式の処分	－	－	－	－	196	293
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	3,778,110	3,778,110	△2,002,861	1,775,346
当期末残高	419,999	15,280,000	27,424,333	43,124,333	△8,971,042	48,251,437

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	357,970	△1,005,325	△647,355	45,828,734
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△2,196,257
当期純利益	－	－	－	5,974,368
自己株式の取得	－	－	－	△2,003,057
自己株式の処分	－	－	－	293
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△16,465	－	△16,465	△16,465
当期変動額合計	△16,465	－	△16,465	1,758,881
当期末残高	341,504	△1,005,325	△663,820	47,587,616

個別注記表

1.　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①　子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
②　その他有価証券	
・時価のあるもの	事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
③　たな卸資産	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）	定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　　７～60年
②　無形固定資産（リース資産を除く）	
・市販用ソフトウエア	見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間（３年以内）の均等配分額のいずれか大きい金額
・自社利用のソフトウエア	見込利用可能期間（５年以内）による定額法
・その他	定額法
③　投資その他の資産	
・投資不動産	定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　　６～47年

(3) 引当金の計上基準

①　貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により計上するほか、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
②　賞与引当金	従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

③　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④　株主優待引当金　　株主優待ポイント制度に基づき、株主に付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準　　当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの
進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）
その他のもの
検収基準

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①　退職給付に係る会計処理　　退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②　消費税等の会計処理　　税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

2.　表示方法の変更に関する注記

（「税効果会計に係る会計基準」の一部改正の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号　2018年３月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3.　貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

①	有形固定資産の減価償却累計額	834,675千円
②	投資その他の資産の減価償却累計額	1,797,174千円

(2) 「土地の再評価に関する法律」（1998年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年３月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法　「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第５号に定める不動産鑑定士の鑑定評価額による方法及び第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法。

再評価を行った年月日　2002年３月31日

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①	短期金銭債権	1,107,274千円
②	短期金銭債務	155,126千円
③	長期金銭債権	156,941千円
④	長期金銭債務	46,898千円

4.　損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

①　売上高	980,318千円
②　仕入高	1,046,955千円
③　販売費及び一般管理費	112,753千円
④　営業取引以外の取引高	721,888千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
静岡県伊東市　他	遊休資産	土地	1,674千円

当社は、事業用資産において、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、また遊休資産においては、個別物件単位で資産のグルーピングを行っています。

遊休資産

遊休資産の土地については、その帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、固定資産税評価額を合理的に調整した価額に基づいて算出しております。

5.　株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,936千株	832千株	0千株	5,768千株

（注）自己株式の数の増加832千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加830千株及び単元未満株式の買取りによる増加１千株です。

6.　税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

未払事業税	111,134千円
賞与引当金	104,820千円
退職給付信託	662,626千円
退職給付引当金	121,656千円
減損損失	78,271千円
子会社株式評価損	546,482千円
関係会社出資金評価損	144,630千円
研究開発費	28,830千円
貸倒引当金	99,603千円
土地再評価差額金	307,830千円
その他	57,785千円
繰延税金資産小計	2,263,673千円
評価性引当額	△1,164,941千円
繰延税金資産合計	1,098,732千円
（繰延税金負債）	
前払年金費用	△1,076,614千円
その他有価証券評価差額金	△150,718千円
繰延税金負債合計	△1,227,333千円
繰延税金資産の純額	△128,601千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

7.　１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	1,149円36銭
(2) １株当たり当期純利益金額	143円07銭
(3) 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	143円06銭

8.　関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9.　重要な後発事象に関する注記

連結注記表「９．重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月16日

株式会社NSD

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　本　哲　也　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　貝　塚　真　聡　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社NSDの2018年４月１日から2019年３月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月17日

株式会社NSD　監査役会

常勤監査役　近　藤　　潔　㊞

監　査　役（社外監査役）　小　田　晉　吾　㊞

監　査　役（社外監査役）　川　島　貴　志　㊞

以　上